

歳末たすけあい地域福祉・ボランティア活動助成 配分種類 及び 配分金額

配分種類	配分概要	配分金額
(1) 活動 配分	<p>①ひろく町田市民を対象とした、福祉活動・まちづくり活動・ボランティア活動につながる事業を対象とします。</p> <p>②単年度ごとに申請を行い、継続申請ができます。</p> <p>③事業に対する配分であるため、複数事業の申請が可能です。 但し、申請は1団体3事業までとし、各事業内容の違いが明確であることを条件とします。</p>	<p>1 事業 5万円以内</p>
(2) 育成 配分	<p>①「活動配分」に該当する事業で新たに実施する先駆的・モデル的事业を対象とします。</p> <p>②3年間の継続配分となります。申請時に3年間の事業計画書を提出していただきます。 但し、3年間を経過した時点で、育成の成果が顕著な場合は、共同募金町田地区配分推薦委員会において、再度申請を認めることができます。</p> <p>③事業に対する配分であるため、複数事業の申請が可能です。</p>	<p>1 事業 初年度 10万円以内</p> <p>配分年数に応じて減額します 2年目 初年度の80%以内 3年目 初年度の60%以内</p>
(3) 特別 配分	<p>①事業規模が大きく、地域の福祉課題の解決に向けてより大きな効果が期待できる、先駆的・モデル的事业を対象とします。</p> <p>②事業総額の4/5以内を配分し、1/5以上の自己資金が必要です。</p> <p>③単年度限りの配分のため、継続して申請することはできません。</p>	<p>1 事業 50万円以内</p>